

船舶インシデント調査報告書

令和2年1月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和元年5月26日 14時30分ごろ
発生場所	兵庫県武庫川河口付近 西宮鳴尾防波堤灯台から真方位046° 1,100m付近 (概位 北緯34° 41.6′ 東経135° 22.2′)
インシデントの概要	プレジャーヨット ^{グーフィー デスペラード} Goofy Desperadoは、帆走中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和元年9月2日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーヨット Goofy Desperado、5トン未満（長さ8.46m）
船舶番号、船舶所有者等	253-8147大阪、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、武庫川河口付近に所在する係留地（以下「本件係留地」という。）に向けて同河口付近を帆走していた。 本船は、船長が、狭い水域の本件係留地の出入口付近で ^{じょう} 畳帆しようと思ひ、船首を風上に立てようと左転したところ、風に圧流されて浅所に座洲した。
分析	本船は、帆走中、船長が、狭い水域の本件係留地の出入口付近で畳帆しようとして左転したことから、風に圧流されて浅所に座洲したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が帆走中、船長が、狭い水域の本件係留地の出入口付近で畳帆しようとして左転したため、風に圧流されて浅所に座洲したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・風に圧流されることを考慮して広い水域で畳帆作業を行うこと。